"生活不用品をあなたに"

不用品交換会

家庭の主婦で大盛況

"家庭の不用品をあなたにお分けします"と、市婦人会・市生活学校共催の「不用品交換会」が、九月十七日午後一時から市民会館で行われました。

"これどうかしら"

この交換会は、暮らしのなかで不用になった品物を交換したり、他の人に安く分けてあげるというもので少しでも暮らしのムダをはぶこうとするものです。

この日、一般家庭から集まった不用品は、衣料品・家庭用品など約千百点。衣料品では、ベビー服、スラックス、スカート、ネクタイ、ブラウスなど。家庭用品では、お盆、食品セットや石けんなど、贈答品がほとんど。なかには、食器乾燥器、電気炊飯器などの電化製品や毛皮コート、ウィスキーセットまでも出品。

値段の方も、新しいもので市価の半額、その他は市価の二～三割と超破格値段。たとえば、石けんの詰め合わせ（十個入り）が百円、子ども衣料が三百～四百円と、ほとんどが千円未満。

開店の二十分前ごろから近所の主婦約四十人が行列をつくるほどで、開店と同時に特設売場は黒山の人だかり。早く掘出し物を探さなくてはと、主婦の目はギンギラギン。会場には、夫婦連れの姿もあり、旦那さんに荷物をもたせ、われ先にと両腕いっぱい品物をかかえている奥さん。"これうちの子にどうかしら"石けんなどいくらあってもいいわよね"と、互いにすすしあう主婦。

この日交換されたり、売りさばかれた品物は約八割。さすがに石けん、茶わんなどの家庭用品はほとんど売切れ状態。交換会は、好評のうちに、午後四時閉店となりました。

消費生活相談

苦情相談は
・市民安全課消費生活係
電 931-1111（内線 235）
・府消費生活相談所
電 711-2681

【問】 マホービンに熱湯を入れておいたところ、お湯の中に銀粉のようなものがキラキラ光っていますが飲んでも良いでしょうか。

—A主婦—

赤ちゃんのミルクを作るのに、このお湯を使用してよいのでしょうか。

—B主婦—

【答】 マホービンに対するこのような質問が多くありますが、この銀粉のようなものがキラキラ光るというのは「フレークス」と呼ばれるものです。これはマホービンに熱湯を入れると内側のガラスとお湯に溶けている化学物質との関係で起る現象です。

この「フレークス」は、水の中にもともと溶けていたケイ酸とマグネシュウムとが化合して含水ケイ酸マグネシュウムができ、これにカルシュウム、鉄、アルミニウム分などが吸着し、ガラス表面にできた薄膜が小さく崩れたものですから心配することはないとされています。

また乳児の体質は、大人と同じように考えられませんので「フレークス」を含んだお湯でミルクをつくられない方が良いと思います。

マホービンに「フレークス」が出た時には、水で洗ったぐらいでは全部取りきれません。それで、小サジ一杯程度の酢を加えた水（酢の味がする程度）をビン一ぱいにして一時間ほどそのままにしておき、その後洗ビン用ブラシでよく洗えばきれいに取れます。

（「暮らしの広場」より抜粋）

緑豊かなまちづくり

車塚都市緑地などを整備

十月一日から三十一日まで都市緑化月間です。

整備される車塚都市緑地

"緑"は、わたしたちにゆとりと、やすらぎを与えてくれます。

市では、現在まで勝山、北ノ口両都市公園の整備を行ってきましたが、本年度も、寺戸町の大枚都市公園と物集女町の車塚都市緑地の整備を行う予定で、緑豊かなまちづくりを推進しています。

しかし、わたしたちのまわりは、急激な都市化の波とともに、日に日に緑が少なくなっています。また最近、都市公園の利用マナーが悪く、樹木の枝を折ったり、あきかん、ごみくずがあちこちにころがっています。わたしたちはいま一度自分のまわりを見つめ、失われていく自然が人間社会において、いかに大切なものであるかを考え、自然を大切に保護・育成し、みんなで豊かなまちづくりをすすめましょう。

中小企業振興融資制度

融資申込みを受付け

市では、中小企業者に対する「市の中小企業振興融資制度」の申込みを受付けていますから、ご利用下さい。

この制度は、中小企業の経営活動の円滑と安定をはかるために、市が資金を融資するものです。

〔対象〕(1)市内に一年以上、商店・工場などの事業所を持っている市内在住の中小企業者で、市税を完納されている方(2)京都信用保証協会の保証対象業種であること(3)借入金の返済状況が良好な方

〔資金使途〕事業に必要な運転資金と設備資金

〔融資条件〕(1)融資金額は一企業あたり運転資金百五十万円以内、設備資金二百万円以内(2)融資期間は、運転資金二十四か月以内、設備資金三十六か月以内、(3)融資利率は年六・五パーセント(4)返済方法は元金均等月賦返済、必要に応じ二か月以内の据置期間が認められます(5)担保および保証人。保証人—一名以上で、必要に応じて担保を徴収することがあります。

〔申込み・お問い合わせ〕商工課　電九三一—一一一一番（内線二〇七）

防火管理者資格講習会

乙訓二市一町の消防本部主催による防火管理者資格付与講習会を、次のとおり実施します。

アパートの所有者、工場などの責任者、その他多数の人を収容する建物の管理者の方は、ぜひお申込みください。

〔とき〕十月二十八日・二十九日（午前九時～午後四時三十分）

〔ところ〕市民会館

〔対象〕消防法第八条の規定による防火管理者の資格を取得しようとする者

〔申込み期間〕昭和五十年十月三日まで（午前九時～午後四時）

〔申込方法〕受講申込書に写真（縦四センチ、横三センチ）一枚を添え提出

〔受講料〕無料（ただし資料代として二千円）

〔申込み・お問い合わせ〕市消防本部予防課　電九二一—八三九六番

在宅重度障害者手当が新設

十月から申請受付け

在宅重度障害者福祉手当制度をご存知ですか。

この制度は、在宅の重度障害者に対する施策の一環として設けられ、障害のために生ずる負担を軽減することを目的として、手当が支給されるもので、十月一日から申請受付けを行います。

手続きは、(1)戸籍謄本または抄本、(2)障害者の属する世帯全員の住民票、(3)障害の程度についての医師の診断、(4)福祉手当所得状況届および当該所得証明書、(5)扶養親族の有無の証明書をもって、福祉事務所福祉係で申請してください。

支給額は、月額四千円で毎年一月（前年の九・十・十一・十二月分）、五月（一・二・三・四月分）、九月（五・六・七・八月分）の三回に分けて支給されます。

手当の支給は、請求を行った月の翌月から始め、支給事由の消滅した月で終りますが、特例として、今月末までに請求を行った場合に限り、十月分からの支給が開始されます。

くわしくは、福祉事務所福祉係までお問い合わせください。

〔申込み・お問い合わせ〕福祉事務所　電九三一—一一一一番（内線二六六）

所得制限額<年額>

扶養親族数	障害者本人の場合 所得制限基準額	障害者本人の場合 給与収入換算額	扶養義務者等の場合 所得制限基準額	扶養義務者等の場合 給与収入換算額
0人	600,000円	1,037,500円	1,632,500円	2,378,000円
1人	762,500円	1,200,000円	1,852,500円	2,670,000円
2人	982,500円	1,512,000円	2,072,500円	2,966,000円
3人	1,202,500円	1,806,000円	2,292,500円	3,229,000円
4人	1,422,500円	2,100,000円	2,512,500円	3,491,000円
5人	1,642,500円	2,392,000円	2,732,500円	3,753,000円

記念品を贈られる上田慎三郎さん

88歳の米寿を祝う

お年寄りに記念品

"米寿おめでとう，お身体を大切に"と，敬老の日を前に9月13日，お年寄りに"デンチ"，"米寿祝いの色紙"などが贈られました。

今年，市内で米寿をむかえられたお年寄りは8人，午前11時すぎ，民秋市長からお年寄りひとりひとりに記念品をプレゼントしました。

米寿をむかえられたお年寄りの一人，上田慎三郎さん（鶏冠井町楓畑）は，「どうもありがとうございます。大事に着させてもらいます。」と何度も感謝の意をあらわしておられました。

"生活不用品を交換しませんか"

みなさんの家庭で，まだ十分使用できるもので不用なものはありませんか。市では，電話による「不用品交換取次ぎ制度」を設け，生活不用品の登録受付をして希望者にあっせんをします。

〔取扱品〕　再利用の価値のあるもので，スベリ台，自転車，乳母車などを取扱います。タオル，ハンカチなどは除きます。

〔申込み〕　譲りたい人，譲ってほしい人は，市民安全課消費生活係まで電話でお申込み下さい。
電話 931-1111番（内線 235）

電話交換登録品目

〔譲りたい品物〕
折りたたみ式ベッド，学習机，木製の机，うば車対面式，歩行器，ヤマハオルガン，お宮参り用着物，ブラザー編機，絵本（30巻）

〔譲ってほしい品物〕
スベリ台，家庭用ブランコ，ピアノ，ソファー，自転車（子ども，婦人用），ベビーバギー（男子用），白黒テレビ，瀬戸物火鉢，家庭用謄写版

※　但し，上記の品物交換が成立した場合は，ご容赦下さい。